



2021年10月1日

## サービス規約改定のお知らせ

平素は当社のサービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

対象サービスをご利用のお客さまに、規約の改定についてお知らせいたします。  
変更点は次ページ以降に記載をしておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もよりよいサービスの提供が行えるよう、精一杯努めてまいります。引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

<記>

■改定対象規約  
・ホスティングサービス利用規約

■新規約の適用日  
2021年10月1日（金）

■新規約との対照表（変更点一覧）  
次ページ以降をご確認ください。

■規約  
<https://biz.megaegg.jp/stipulation.html>

以上

メガ・エッグ ビジネス カスタマーデスク  
TEL : 0120-155-898 受付時間 : 9:00 18:00（年中無休）  
Mail : mega-biz@enecom.co.jp

## 『ホスティングサービス利用規約』 新旧対照表

該当箇所	旧規約表記	新規約表記	内容
第1条 第1項	「ホスティングサービス」とは、株式会社エネルギー・コミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）が提供する各種インターネットサービスをいいます。	「ホスティングサービス」とは、株式会社エネルギー・コミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）が <b>本ホスティングサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）</b> に基づき提供する各種インターネットサービスをいいます。	記載の統一のため、「ホスティングサービス利用規約」を追加
第1条 第2項	「会員」とは「 <b>ホスティングサービス利用規約</b> 」第4条に定める入会手続きを経て、前項に定める「ホスティングサービス」の何れかを利用する資格を持つ者をいいます。	「会員」とは <b>第4条（入会・会員）</b> に定める入会手続きを経て、前項に定める「ホスティングサービス」の何れかを利用する資格を持つ者をいいます。	記載の統一のため、「ホスティングサービス利用規約」を削除、条文の見出しを追加
第3条 第2項	<b>本「ホスティングサービス利用規約」</b> に添付されている個別規定、当社がその都度ご案内する追加規定、および今後ご提供する「ホスティングサービス」の新サービスごとにご案内する個別規定は、本規約の一部を構成します。	<b>本規約</b> に添付されている個別規定、当社がその都度ご案内する追加規定、および今後ご提供する「ホスティングサービス」の新サービスごとにご案内する個別規定は、本規約の一部を構成します。	記載の統一のため、本「ホスティングサービス利用規約」→本規約に修正
第3条 第3項	<b>本「ホスティングサービス利用規約」</b> と個別規定または追加規定が異なる場合には、個別規定または追加規定が優先するものとします。	<b>本規約</b> と個別規定または追加規定が異なる場合には、個別規定または追加規定が優先するものとします。	記載の統一のため、本「ホスティングサービス利用規約」→本規約に修正

第3条 第5項	当社Webサイトでご案内する各種ご説明、注意事項、料金表等は本「 <a href="#">ホスティングサービス利用規約</a> 」の一部を構成するものとします。	当社 Web サイトでご案内する各種ご説明、注意事項、料金表等は <b>本規約</b> の一部を構成するものとします。	記載の統一のため、本「ホスティングサービス利用規約」→本規約に修正
第4条 第3項	入会希望者は、本「 <a href="#">ホスティングサービス利用規約</a> 」を承認していただいた上で、「ホスティングサービス」の <b>各サービスごと</b> に当社が別途指定する手続きに従って「ホスティングサービス」の利用を申し込み、当社がこれに承諾を行なった時点で会員となるものとします。	入会希望者は、 <b>本規約</b> を承認していただいた上で、「ホスティングサービス」の <b>サービスごと</b> に当社が別途指定する手続きに従って「ホスティングサービス」の利用を申し込み、当社がこれに承諾を行なった時点で会員となるものとします。	記載の統一のため、「ホスティングサービス利用規約」→本規約に修正、重複表現の修正
第7条 第1項 (1)	第12条の行為を行った場合。	第12条( <b>禁止事項</b> )の行為を行った場合。	記載の統一のため、条文の見出しを追加
第8条 第1項 (1)	第12条の行為を行った場合。	第12条( <b>禁止事項</b> )の行為を行った場合。	記載の統一のため、条文の見出しを追加
第19条 第1項 (1)	第12条各号の禁止行為を行った場合。	第12条( <b>禁止事項</b> )各号の禁止行為を行った場合。	記載の統一のため、条文の見出しを追加

<p>第 20 条 第 1 項</p>	<p>「ホスティングサービス」の利用に関して第16条、第17条または第18条に該当する内容やその他、会員に対して発生した損害につき一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失であると当社が認めた上で、会員により立証された損害については、会員が当社に支払ったサービス利用料金の1カ月分をその賠償額の上限とし、会員による利用が不能となったことを当社が知った時刻から起算して24時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、当社は利用不能時間数を24で除した商（小数点以下の端数は切り捨て）に月額の使用料金（基本料金または固定料金）の30分の1を乗じて算出した額を会員に現実発生した通常かつ直接の損害の範囲で金銭賠償請求に応じるものとします。他の電気通信事業者の責に帰すべき事由により、会員が損害を被った場合は、当社は、会員の請求に基づき他の電気通信事業者から受領した損害賠償額を限度として損害賠償に応じるものとします。</p>	<p>「ホスティングサービス」の利用に関して第 16 条（<b>当社設備の修理または復旧</b>）、第 17 条（<b>非常事態が発生した場合等の利用制限</b>）または第 18 条（<b>サービスの中止</b>）に該当する内容やその他、会員に対して発生した損害につき一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失であると当社が認めた上で、会員により立証された損害については、会員が当社に支払ったサービス利用料金の1カ月分をその賠償額の上限とし、会員による利用が不能となったことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、当社は利用不能時間数を 24 で除した商（小数点以下の端数は切り捨て）に月額の使用料金（基本料金または固定料金）の 30 分の 1 を乗じて算出した額を会員に現実発生した通常かつ直接の損害の範囲で金銭賠償請求に応じるものとします。他の電気通信事業者の責に帰すべき事由により、会員が損害を被った場合は、当社は、会員の請求に基づき他の電気通信事業者から受領した損害賠償額を限度として損害賠償に応じるものとします。</p>	<p>記載の統一のため、各条文の見出しを追加</p>
<p>附則</p>		<p><b>附則</b> この改定規定は 2021 年 10 月 1 日から実施します。</p>	